

# 第24回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成28年 7月26日 開会

平成28年 7月26日 閉会

浦幌町農業委員会

平成28年7月26日 第24回農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午前 9時55分

閉会 午前10時15分

1 出席委員

1番 佐藤泰彦	2番 石森正浩	3番 高橋福一
4番 福田和己	5番 大坂有	6番 山村幹次
7番 木南和徳	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 阿部優	11番 森秀幸	12番 村岡秀樹
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長	前田 勇
事務局長補佐(振興係長)	宿院 賢一
農地係長	高橋 博勝

○議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

日程第4 議案第1号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 協議事項第1号 農地パトロール月間の設定について

4 議事内容 午前9時55分開会

○前田事務局長 皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第24回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第1「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号12番村岡委員、1番佐藤委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

●日程第2 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第2「諸般の報告」について事務局長より報告をお願いいたします。

○前田事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

○小川議長 次に移ります。日程第3、報告第1号「農地賃貸借契約合意解約について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 報告第1号。農地賃貸借契約合意解約について。農地法第18条第6項の規定により、次のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。平成28年7月26日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、次の1件であります。次のページをご覧ください。賃貸人は、栄穂に住所を有する方、賃借人は、川上に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成23年8月8日に賃貸借されましたが、平成28年7月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 なければ次に移ります。日程第4の議案第1号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題とします。事務局より説明願います。

○宿院補佐 議案第1号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について、このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。平成28年7月26日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更1件の内容です。議案を1枚めくっていただきますと、第1号議案説明資料として一覧表を添付しておりますので、この資料に沿って説明させていただきます。

番号1番、農用地区域内から用途区分を変更する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、資料に記載のとおりです。計画変更の目的は、使用者は規模拡大による増頭を計画しているが、既存施設では収容頭数に限界があるため、畜舎を新設するためです。

用地選定理由としましては、規模拡大による肉牛の増頭を計画するに当たり、畜舎の新設を予定しているが、現農業用施設用地内では規模に見合った敷地を確保することができないことから申請地を選択しており、農用地の集団化については、42.9ヘクタールから5,517平方メートルを用途変更するもので問題はありません。農作業の支障については、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在する状態が発生することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはありません。土地改良施設の機能については、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。国の直轄事業との関係については、当該地は工事完成した年度の翌年度から起算して8年を経過しない国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にはなっていません。

農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する場合です。

議案第1号の説明資料から1枚めくっていただきますと、位置図、計画変更部分図、施設配置図、平面図、詳細図、立面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議願います。

なお、本、農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更については、異議がなければ、只今説明した「農地転用に関する許可基準からみた意見」を付して「浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない」旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに浦幌町長が変更計画の告示がなされて変更が決定となります。以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 それでは次に日程第5、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第2号。農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成28年7月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号3番。申請人は、幾千世に住所を有する法人、申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、牛舎の建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地法第4条第6項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、農地以外のものにし

ようとするあり、不許可の例外でございます。次ページ以降に資料として、位置図、施設配置図、立面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく申し上げます。なお、農業振興地域整備計画における農用区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、8月25日開催の北海道農業会議常設審議委員会に意見を聴取し、回答を得てからの許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第3号。農地法第5条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成28年7月26日提出。浦幌町農業委員会会長。申請人は、譲渡人であります常豊に住所を有する方、譲受人は子である常豊に住所を有する方です。申請地は、記載のとおりであります。地目は現況「畑」、面積は、682平方メートルです。転用計画といたしましては、農家住宅の建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用のための権利移動の不許可の例外でございます。農地法第5条第2項のただし書きで、その他政令で定める相当の理由がある時に許可することができるようになっており、その他政令で定める相当の理由とは、農地法施行令第18条第1項第2号及び第10条第1項第2号へ、第1種農地で地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用とあり、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画は、農地法施行規則第38条及び第39条で、農業振興地域整備計画に定められている施設となっております。農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。次ページ以降に位置図、施設配置図、求積図、立面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく申し上げます。なお、許可書の交付につきましては、本案件の面積が30a以下であるため本農業委員会でも許可相当と判断されたのち、許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第3号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第7 協議事項第1号 農地パトロール月間の設定について

○小川議長 次に日程第7、協議事項第1号「農地パトロール月間の設定について」を議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 協議事項第1号。「農地パトロール月間」の設定について。このことについて、「農地パトロール月間」を設定し、農地パトロールの実施について協議されたい。平成28年7月26日提出。浦幌町農業委員会会長。「農地パトロール月間」についての趣旨ですが、農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められており、毎年1回、農地パトロールを実施してきたところであります。

こうしたなか、平成26年には、新たな遊休農地対策についての仕組みが構築されたことに伴い、次のとおり農地パトロール月間を設定し、農地利用の総点検を実施することとし、①遊休農地の実態把握と発生防止・解消、②農地の違反転用発生防止対策、③権利移動に伴う利用状況の把握等について重点的に取り組むこととします。2番の農地パトロール月間の設定ですが、平成28年8月1日から9月30日までの2ヶ月間を「農地パトロール月間」に設定します。3番の実施の内容について、(1)の各地区の委員をもってパトロールにあたる。合同パトロールの日時についてですが、このあと各地区において日程調整していただき実施していきたいと思っております。

(2) 調査する項目ですが、①遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の把握、②農地法の許可案件の履行状況の確認、③農業経営基盤強化促進法による利用権設定農地の履行状況の確認、④違反転用農地の発見、⑤相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況の確認、⑥営農型発電設備(太陽光パネル等)の設置に係る農地についての適正な営農状況の確認、⑦その他不適切な農地の利用状況の把握、以上7点あげております。4番の調査結果の整理・活用についてですが、(1) 調査結果の整理は、農地パトロール終了後、報告検討会を開催し現状と課題を把握し、遊休農地及び遊休化のおそれのある農地については、農地法第32条に基づく農地所有者等への「利用意向調査」を実施するものであります。(2) 市町村への情報提供ですが、荒廃農地調査の調査結果を情報提供するものです。(3) 農地台帳等への反映、管理についてですが、利用状況調査の結果を農地台帳へ反映するものであります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは採決いたします。協議事項第1号の農地パトロール月間の設定については、ただ今事務局が説明したとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、協議事項第1号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。

○各委員 （「ありません」の声あり）

○小川議長 よろしいですか。

●閉会の宣告

○小川議長 それではこれもちまして第24回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前10時15分閉会